

# 登記基準点等測量基礎研修実施要領

## （目的）

**第1条** この要領は、愛媛県土地家屋調査士会（以下「本会」という。）が定めた「登記基準点等測量成果の管理及び使用規程」の周知徹底及びその目的を達成するための研修について必要な事項を定める。

## （研修の目的）

**第2条** 登記基準点等測量基礎研修（以下「本研修」という。）は、不動産の表示に関する登記にかかる専門職能としての素養を身につけ、登記基準点等測量業務にかかる基礎的な知識の習得と技術の向上を図り、国民の信頼に応える土地家屋調査士の育成を目的とする。

## （実施機関）

**第3条** 本研修は、研修部を実施機関とする。

## （研修対象者）

**第4条** 本研修を受講すべき対象者は、本会会員とする。

## （講師の委嘱）

**第5条** 本研修の講師は、研修部が選定し、会長が委嘱するものとする。

## （研修課程）

**第6条** 本研修における研修課程は別紙1のとおりとする。ただし、業務に関する周辺事情に応じ、会長又は講師が必要と認めた場合には、課程内の項目の追加・変更・削除をすることができる。

2 実施機関は、各研修課程を毎年若しくは隔年毎に実施する。ただし、受講希望者が少数の場合は、この限りではない。

## （研修効果の把握）

**第7条** 会長は、本研修において、受講者に対し測量成果・レポートの提出など相当と認める方法により、受講者に対し研修の効果を把握することができる。

## （修了者及び修了証書）

**第8条** 本研修の一定の基準を満たした受講者を研修修了者とする。

- 2 正当な理由なく、研修を欠席若しくは遅刻・早退した受講者及び一定の基準を満たしていない受講者は研修修了者として認定しない。
- 3 会長は、修了者に対し、研修修了証書を交付するものとする。

(研修の運営・事務)

第9条 本研修の具体的運営及び事務については、業務部・研修部が担当する。

(実施時期)

第10条 本研修は、平成22年度より実施するものとする。

附 則

この要領は平成22年4月24日から施行する。

附 則

この要領は平成30年3月16日から施行する。

## 登記基準点等測量基礎研修における研修課程

### 【B課程】 測量の基礎的な知識と技術の習得

- (1) 土地家屋調査士専門職能としての自覚
- (2) 基本的な姿勢、観測の心得、丁寧な観測方法の慣行
- (3) 調査士業務に必要な道具の確認
- (4) 機器の点検
- (5) 機器の種類
- (6) 器械の据え方、求心
- (7) 器械高、視準高の計測方法
- (8) 高度定数差
- (9) 登記基準点
  - ・ 登記基準点の意義
  - ・ 登記基準点と準拠点の違い
  - ・ 十分な測量計画と現地調査
  - ・ 多角点測量（閉合・結合・開放・放射）
  - ・ 埋設方法
- (10) 観測手簿の書き方、読み方、精度管理
- (11) 距離について
- (12) その他

### 【A課程】 基準点測量

- (1) 既知点の点検
- (2) 観測作業と観測値の整理
  - 手簿の書き方、観測値の整理
  - 水平角観測（倍角差 10″、観測差 5″ の制限値）
  - 鉛直角観測（高度定数差の較差 10″ の制限値）
  - 距離測定（1 対回、2 読定）
  - 1 セット内のセット間較差、各セットの平均値の較差
  - 再測の有無を確認
- (3) 点検計算
- (4) 再測の有無の確認
- (5) 平均計算
  - 厳密網平均計算
  - 標準偏差、重量
- (6) 精度管理と点検測量
- (7) 測量成果の点検
- (8) 成果と比較